

改正

平成31年4月1日達第9号

令和2年3月19日達第4号

増毛町結婚祝金等に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町民の婚姻者に対し祝金を交付することにより、新しい人生のスタートを応援するとともに、本町を担う住民の定住を促進し、活力あるまちづくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 結婚祝金 本町に居住する者が戸籍法(昭和22年法律第224号)第74条の規定による婚姻の届出を行った後に交付する祝金
- (2) 結婚祝賀会祝金 前号の婚姻の届出後、増毛町内で結婚祝賀会(概ね30人以上の出席者で行われる結婚祝賀会をいう。)を行う場合に交付する祝金
- (3) 居住 増毛町住民基本台帳に記録され、かつ、生活の本拠地とすることをいう。
- (4) 町税等 増毛町町税等の滞納者に対する特別措置に関する条例(平成19年条例第8号)別表第1に掲げる町税、使用料、手数料その他の歳入金をいう。

(受給資格)

第3条 結婚祝金を受給できる者は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 増毛町に住所を有し、かつ、居住している者で婚姻をした者
- (2) 増毛町に婚姻後3年以上居住することを確約した者
- (3) 町税等の滞納がない者
- (4) この要綱に基づいて祝金の交付を受けたことのない者

2 結婚祝賀会祝金を受給できる者は、前項の結婚祝金の受給資格のある者で、増毛町内で結婚祝賀会を行う者とする。

(祝金の種類及び額)

第4条 祝金の種類及び額は次のとおりとする。

- (1) 結婚祝金 1組5万円
- (2) 結婚祝賀会祝金 1組7万円

2 前項に規定する祝金の交付については、増毛町商工会が発行する商品券で交付する。

(申請手続)

第5条 前条の祝金の交付を受けようとする者は、結婚祝金等交付申請書(様式第1号)、定住確約書(様式第2号)、同意書(様式第3号)その他町長が必要と認める書類を添えて町長に申請するものとする。

(交付の可否の決定)

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適正と認めたときは、結婚祝金等交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとし、内容が適当でないとき、認めるときは、結婚祝金等不交付決定通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

(祝金の返還)

第7条 町長は、虚偽の申請その他不正行為があったと認めた場合は、祝金の交付を受けた者に対し、祝金の返還を命ずることができる。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年4月1日達第9号）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月19日達第4号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の増毛町結婚祝金等に関する要綱第4条の規定は、令和2年4月1日以後に同要綱第2条第1号の婚姻の届出（以下「婚姻の届出」という。）を行う者について適用し、同日前に婚姻の届出を行った者については、なお従前の例による。